# 日本私立大学協会 私立大学ガバナンス・コード<第 2.0 版> 「点検結果報告書」

# 共通様式

| ① 法人名称            | 学校法人福岡学園                                            |
|-------------------|-----------------------------------------------------|
| ② 設置大学名称          | 福岡看護大学                                              |
| ③ 担当部署            | 企画課                                                 |
| ④ 問合せ先            | 092-801-0420                                        |
| ⑤ 点検結果の確定日        | 令和7年9月16日                                           |
| ⑥ 点検結果の公表日        | 令和7年9月22日                                           |
| ⑦ 点検結果の掲載先<br>URL | https://n.fdcnet.ac.jp/about/release/governancecode |
| ⑧ 本協会による公表        | ●承諾する ○ 否認する                                        |

## 【備考欄】

# 様式I

#### I-I.「基本原則」及び「原則」の遵守(実施)状況の点検結果

| 基本原則・原則                        | 遵守状況    |
|--------------------------------|---------|
| 基本原則 1 自主性・自律性の確保(特色ある運営)      | 0       |
| 原則1-1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立 | 0       |
| 原則1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理    | $\circ$ |
| 基本原則2 公共性・社会性の確保(社会貢献)         | $\circ$ |
| 原則2-1 教育研究活動の成果の社会への還元         | 0       |
| 原則2-2 多様性への対応                  | 0       |
| 基本原則3 安定性・継続性の確保(学校法人運営の基本)    | $\circ$ |
| 原則3-1 理事会の構成・運営方針の明確化          | 0       |
| 原則3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化        | 0       |
| 原則3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化         | 0       |
| 原則3-4 危機管理体制の確立                | 0       |
| 基本原則4 透明性・信頼性の確保(情報公開)         | 0       |
| 原則4-1 教育研究・経営に係る情報公開           | 0       |

# Ⅰ-Ⅱ. 遵守(実施)していない「基本原則」の説明

| 該当する基本原則 | 説明 |
|----------|----|
|          |    |

#### Ⅰ-Ⅲ. 遵守(実施)していない「原則」の説明

| 該当する原則 | 説明 |
|--------|----|
|        |    |

# 様式Ⅱ

## Ⅱ-I.「原則」の遵守(実施)状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

#### 原則1-1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

| 水丸  ・ 注子の情か | P寺の基本理念に基づく教子連呂体制の唯立<br>             |
|-------------|--------------------------------------|
| 実施項目1-1①    | 説明                                   |
| 建学の精神等の基本   | 学生便覧やホームページ等に明示している。                 |
| 理念及び教育目的の   | https://n.fdcnet.ac.jp/about/kengaku |
| 明示          |                                      |
| 実施項目1-1②    | 説明                                   |
| 「卒業認定・学位授   | 3ポリシーに基づいた学校運営を行っている。                |
| 与の方針」、「教育課  | https://n.fdcnet.ac.jp/faculty/learn |
| 程編成・実施の方    |                                      |
| 針」及び「入学者受   |                                      |
| 入れの方針」の実質   |                                      |
| 化           |                                      |
| 実施項目1-1③    | 説明                                   |
| 教学組織の権限と役   | 学長は、大学の目的使命を達成するため、リーダーシッ            |
| 割の明確化       | プを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督            |
|             | している。                                |
|             | また、学長を補佐する体制の確保のため、役職教職員制            |
|             | 度を設けている。                             |
|             | 教授会は、大学長がつかさどる教育研究に関する事項に            |
|             | ついて審議し、及び大学長の求めに応じ、意見を述べる            |
|             | ことができると学則に定めており、学長の最終判断が教            |
|             | 授会の審議結果に拘束されないこととしている。               |
| 実施項目1-1④    | 説明                                   |
| 教職協働体制の確保   | 実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価(PDCA サイ         |
|             | クル)による大学の質向上を確実に推進するため、教員            |
|             | と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な            |
|             | 管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、            |
| <b>-</b>    | 教職協働体制を確保している。                       |
| 実施項目1-15    | 説明                                   |
| 教職員の資質向上に   | 毎年 FD 研修及び SD 研修を計画し、実施している。         |
| 係る取組みの基本方   |                                      |
| 針・年次計画の策定   |                                      |
| 及び推進        |                                      |

#### 原則1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

| 1 1001 - 0 1111 |                          |
|-----------------|--------------------------|
| 実施項目1-2①        | 説明                       |
| 中期的な計画の策定方      | 経営企画委員会で基本方針を定めるとともに、部会を |
| 針の明確化及び具体性      | 設置し、具体的な中期構想を検討の上、委員会で案を |
| のある計画の策定        | 策定している。その素案を教職員に提示し、意見聴取 |
|                 | を行い反映させている。最終案については、理事会で |

|            | 決定している。                  |
|------------|--------------------------|
| 実施項目1-2②   | 説明                       |
| 計画実現のための進捗 | 毎年度中期構想に対する事業計画を策定し、達成目標 |
| 管理         | を掲げ、事業実施結果を取り纏めて進捗管理をしてい |
|            | る。                       |

#### 原則2-1 教育研究活動の成果の社会への還元

| 小科         |                          |
|------------|--------------------------|
| 実施項目2-1①   | 説明                       |
| 社会の要請に応える人 | 外部評価委員会等で意見を求め、教育に反映させるな |
| 材の育成       | ど、社会の要請に応える教養と良識を備えた看護専門 |
|            | 職を育成するとともに、近隣の医療施設で働く看護師 |
|            | を対象に、口腔ケア最新の技能・情報を教授する口腔 |
|            | 教育研修を毎年度実施している。          |
| 実施項目2-1②   | 説明                       |
| 社会貢献・地域連携の | 地域住民の関心が高いテーマを題材にした公開講座を |
| 推進         | 開催し、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元し |
|            | ている。                     |

## 原則2-2 多様性への対応

| 実施項目2-2①   | 説明                          |
|------------|-----------------------------|
| 多様性を受容する体制 | 多様性への対応として、男女問わず、多様性を踏まえ    |
| の充実        | た学生募集を行っているほか、男性教員も適所に配置    |
|            | している。また、「福岡看護大学障害学生支援規則」に   |
|            | 基づき、合理的配慮提供に対応する体制を整備してい    |
|            | る。学生の入試に関しては、障害等のある受験生への    |
|            | 合理的配慮を公示しており事前相談等で対応するなど    |
|            | している。                       |
| 実施項目2-2②   | 説明                          |
| 役員等への女性登用の | 本法人の理事長は女性であり、その他の理事 10 名のう |
| 配慮         | ち、2名は女性である。評議員は12名のうち、4名が   |
|            | 女性である。                      |

## 原則3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

| 実施項目3-1①   | 説明                          |
|------------|-----------------------------|
| 理事の人材確保方針の | 理事 11 名のうち、各施設・部門の責任者を配置したほ |
| 明確化及び選任過程の | か、外部理事については、2名以上の配置で良いところ   |
| 透明性の確保     | を7名配置し、他大学経験者、行政・団体経験者、卒    |
|            | 業生と幅広い経験者を登用するなど、寄附行為に基づ    |
|            | き、理事選任機関(理事会・評議員会)により理事を    |
|            | 選任している。また、寄附行為において、理事長はこ    |

|            | の法人を代表し、その業務を総理するとしており、理   |
|------------|----------------------------|
|            | 事総数の過半数の決議により選任している。       |
| 実施項目3-1②   | 説明                         |
| 理事会運営の透明性の | 寄附行為の定めにより、「理事会はこの法人の業務を決  |
| 確保及び評議員会との | し、理事の職務の執行を監督する。」、「理事の職務は理 |
| 協働体制の確立    | 事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところ   |
|            | により、職務を執行する。」ことと規定している。ま   |
|            | た、評議員会には陪席者として理事長、学内理事が参   |
|            | 加し、必要があれば各事案の説明を行い、協働と相互   |
|            | 牽制を行っている。                  |
| 実施項目3-13   | 説明                         |
| 理事への情報提供・研 | 常任役員会の議題で必要な情報は理事会で報告事項と   |
| 修機会の充実     | して情報提供をしているほか、法制度が変更になった   |
|            | ときには、理事会でその概要について説明を行ってい   |
|            | る。                         |

## 原則3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

| 実施項目3-2①   | 説明                        |
|------------|---------------------------|
| 監事及び会計監査人の | 寄附行為に基づき、監事及び会計監査人は評議員会で  |
| 選任基準の明確化及び | 選任する。その際、理事は監事の選任に関する議案を  |
| 選任過程の透明性の確 | 評議員に提出する場合、監事の過半数の同意を得る必  |
| 保          | 要がある。また、会計監査人の選任に関する議案の内  |
|            | 容は監事の過半数の合意で決定する。         |
| 実施項目3-2②   | 説明                        |
| 監事、会計監査人及び | 監事、内部監査室は年度ごとの監査計画を作成し、年2 |
| 内部監査室等の連携  | 回、監事、会計監査人、内部監査室による三様監査ミ  |
|            | ーティングの機会を設けて連携を図っている。     |
| 実施項目3-2③   | 説明                        |
| 監事への情報提供・研 | 監事は、常任役員会に陪席するため、監事に対して情  |
| 修機会の充実     | 報を提供するとともに、毎年開催される監事研修会に  |
|            | 必要に応じて出席している。             |

## 原則3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

| 実施項目3-3①   | 説明                       |
|------------|--------------------------|
| 評議員の選任方法や属 | 評議員は、理事会及び評議員会により選任している。 |
| 性・構成割合について | また、教職員、卒業生、学識経験者(教職員、大学経 |
| の考え方の明確化及び | 験者、職能団体の長)を幅広く選任するという考え方 |
| 選任過程の透明性の確 | を明確にし、寄附行為に基づいて選任することにより |
| 保          | 透明性を確保している。              |
| 実施項目3-3②   | 説明                       |
| 評議員会運営の透明性 | 評議員会の運営については寄附行為で明確にするとと |
| の確保及び理事会との | もに、議事録を教職員掲示板で公表している。また、 |

| 協働体制の確立    | 評議員会に理事長及び学内理事が陪席し、必要があれ  |
|------------|---------------------------|
|            | ば各事案の説明を行うこととしている。        |
| 実施項目3-3③   | 説明                        |
| 評議員への情報提供・ | 理事会の決定事項のうち必要な事項は、評議員会で情報 |
| 研修機会の充実    | 提供を行っている。また、法制度が変更になったときに |
|            | は、その情報提供を行っている。           |

#### 原則3-4 危機管理体制の確立

| ************************************** |                             |
|----------------------------------------|-----------------------------|
| 実施項目3-4①                               | 説明                          |
| 危機管理マニュアルの                             | 各種危機管理のマニュアルを整備している。事業継続    |
| 整備及び事業継続計画                             | 計画については福岡歯科大学医科歯科総合病院及び介    |
| の策定・活用                                 | 護老人保健施設では策定・活用しているが、本学では    |
|                                        | その策定を検討中である。                |
| 実施項目3-4②                               | 説明                          |
| 法令等遵守のための体                             | コンプライアンス規程等に則り、各種研修等も含めて周知徹 |
| 制整備                                    | 底を図るなど、組織的に対応している。また、公益通報窓口 |
|                                        | を教職員等に公表するとともに、通報者への保護について  |
|                                        | も関連規程に定め、運用している。            |

#### 原則4-1 教育研究・経営に係る情報公開

| 0          |                          |
|------------|--------------------------|
| 実施項目4-1①   | 説明                       |
| 情報公開推進のための | 経常費補助金で求められている情報及び情報公開規程 |
|            |                          |
| 方針の策定      | に基づき、情報公開が求められている項目は全て公開 |
|            | する方針としている。               |
| 実施項目4-1②   | 説明                       |
| ステークホルダーへの | 財務状況に関してステークホルダーに分かりやすくす |
| 理解促進のための公開 | るため、図を活用する等の工夫をしている。     |
| の工夫        |                          |

# Ⅱ-Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

| 該当する原則 | 説明 |
|--------|----|
|        |    |